

契約 番号	令和○年度 売払第○号	契約 月日	令和○年○月○日	引取 期限	代金支払い後 30日以内
----------	----------------	----------	----------	----------	-----------------

資 産 譲 渡 契 約 書 (案)
(契約保証金免除)

件 名

譲渡金額 金 円 (うち消費税額 円)

内 訳 別紙のとおり

上記資産の譲渡について、

国立研究開発法人情報通信研究機構契約担当○○ ○○ ○○ を甲とし、

を乙として、

次のとおり上記に係る資産譲渡契約(以下、「本契約」という)を締結する。
本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。
または、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、電子署名
の場合、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文
書はその写しとする。

令和○年○○月○○日

東京都小金井市貫井北町4-2-1

甲 国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当○○ ○○ ○○

乙

(契約の目的)

第1条 甲は、この契約書に定める資産を乙に譲渡し、乙は、その代金を甲に支払うものとする。

(代金の請求及び支払)

第2条 甲は、資産譲渡に先立ち甲が発行する支払請求書により代金を乙に請求するものとする。

2 乙は、前項に定める支払請求書を受領したときは、指定期日までに甲が指定する銀行口座に日本円で代金を支払わなければならない。

(資産の引取り及び引渡し)

第3条 代金の支払い後30日以内に、乙は当該資産を引取り、甲は当該資産を引き渡すものとする。

2 甲は、乙に資産を引渡すまでの間、善良なる管理者の責をもって当該資産を管理するものとする。

3 引渡しの際、甲は、引渡しを証する書面を乙に交付し、乙は、受領書を甲に提出するものとする。

4 乙は、甲の施設、敷地内で作業を実施する必要があるときは、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

5 乙は、故意または重大な過失によって、前項の施設等をき損したときは、甲の指定する期限内に現状に復し、又は、その損害を賠償しなければならない。

(包装、梱包及び運送)

第4条 包装、梱包、納入場所までの運送並びに付帯する通関手続費用等、資産譲渡に係る経費は、代金に含まれないものとする。

2 前項に示す運送にかかる手続き、費用負担に関しては、原則、乙によるものとするが、乙からの申し入れによる着払扱いの運送の場合に限り、甲が手続きを代行できるものとする。

(所有権の移転)

第5条 譲渡資産の所有権は、甲が乙から代金を受領した時点で乙に所有権が移転するものとする。

(損害負担)

第6条 乙あて運送するために、譲渡資産を運送事業者に引渡しを行った時点以降発生した損害は乙の負担とする。

(かし担保責任)

第7条 甲は、乙に譲渡した資産のかしについて、一切の責任を負わないものとする。

(解除権)

第8条 甲及び乙が、双方その責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合には、その相手方が相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、

当該相手方はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(紛争の解決)

第9条 甲及び乙は、この契約の履行に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判管轄)

第10条 この契約に関する訴えは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。